

平成29年12月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	山田平四郎
委員会開催日	平成29年12月14日(木)、15日(金)
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 三瓶正栄 吉田英策 高野光二 長尾トモ子 満山喜一 三村博昭 佐藤憲保



山田平四郎委員長

(1) 知事提出議案：可 決…19件

[※知事提出議案はこちら〔PDF〕](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

：否 決…1件

[※議員提出議案はこちら〔PDF〕](#)

(3) 請 願：採 択…8件

：不 採 択…1件

[※請願はこちら](#)

(12月14日(木) 総務部)

吉田英策委員

総10ページ、会津大学東日本大震災被災学生就学支援事業が、年間所要見込みによる補正で516万円の減額になっているが、この事業を利用している学生数と利用実績を聞く。

私学・法人課長

今年度当初は130人を見込んでいたが、対象学生数の確定等で106人となる見込みとなった。実績は、今年度はこの補正により約2,400万円、過年度は、平成25年度は約4,700万円、26年度は約4,200万円、27年度は約3,200万円、28年度は約3,000万円である。

吉田英策委員

震災から数年経過し金額が減少しているが、学生の申請に対して100%適用されているのか。

私学・法人課長

減免の要件を満たしている学生には、全て適用させている。

三瓶正栄委員

県立医科大学の中期目標に関して聞く。新学部設置は平成33年4月との報道があったが、どれくらいの学生を受け入れる予定なのか。

私学・法人課長

新学部については、現在、保健福祉部で検討している

。

三瓶正栄委員

現時点ではまだはっきりしていないということか。

私学・法人課長

そのとおりである。

吉田英策委員

アベノミクスで経済格差が広がり、地方税の滞納事案も多々ある。神山悦子議員が、一般質問で中小企業、小規模事業者支援としての地方税における納税猶予制度について質問したが、その概要を聞く。

税務課長

災害や事業廃止等で一時的に納税できない場合に、申請により徴収猶予が認められている。平成28年度に県税で徴収猶予を実施した件数は51件、金額は6,954万3,000円である。

吉田英策委員

対象となる税の種類はどれだけあるのか。

税務課長

県税では全税目が対象となるが、多いのは個人事業税、法人事業税である。

吉田英策委員

一般質問での総務部長の答弁は、法令に基づく要件のもと適切に運用されるよう、研修会等を通じて市町村に徹底を図っていくとのことだったので、それを徹底してほしい。この間、周知徹底はどのような方法で行ってきたのか。

市町村財政課長

地方税の猶予制度は市町村税も対象になる。一部は平成27年度の税制改正において導入されたので、当課で全市町村に対し、それに伴う条例の改正をお願いした。この制度を含め、地方税制度について適正に執行するよう周知を徹底している。

吉田英策委員

経済格差が広がる中、県民が安心して生活できる支援を行うのは本当に大事なことだと思うので、市町村税務当局への適切な指導を願う。県北のある市町村ではこの制度自体を知らず、県民に説明していなかったと報告されているので、猶

予制度の周知徹底を願う。

差し押さえ件数について、県ではどのように把握しているのか。

市町村財政課長

引き続き周知徹底していく。

差し押さえ件数は、平成28年度で動産、不動産等合計で2万552件である。

(12月14日(木) 危機管理部)

長尾トモ子委員

危2ページ、防災総務費で全県に防災ガイドを配布するとのことだが、何部作成したのか。各市町村への配布状況とあわせて聞く。

危機管理課長

防災ガイドは79万5,000部作成し、市町村を通して全世帯に配布するほか、学校にも配布することとしている。

吉田英策委員

危4ページ、環境放射能監視事業について概略を説明願う。

放射線監視室長

平成28年度に概算で交付を受けたが、放射線監視に必要な額を確定した結果、1,799万1,000円もらい過ぎていたため返還するものである。主なものは、委託費の請差、修繕費の不使用である。

吉田英策委員

県内全域を監視していると思うが、事故後6年9カ月経過しても線量が高い地域があり、心配している県民がいる。監視の充実は非常に大事だが、金を返還しても事業の当初目的に達しているのか。

放射線監視室長

我々は、発電所周辺だけでなく全県分の必要十分な調査ができる予算を毎年国に申請している。

今回は、使わずに済んだ修繕費や委託事業費の残分なので、事業的には不足なくきちんとできている。

吉田英策委員

モニタリングポスト数の減少等はないのか。

放射線監視室長

発電所周辺は、体制の強化を図っており揺るぎない。原子力規制庁が設置しているリアルタイム線量計も現在2,900台近くあるので、そちらも大丈夫だと思っている。

三村博昭委員

委員会説明資料の3ページに防災士の養成との記載があるが、防災士とは行政の中でどのような位置づけなのか。

災害対策課長

防災士は、災害の際、各市町村に避難所運営のアドバイスをしたり、防災計画に対し専門家の視点からアドバイスをするもので、現在、県内に2,053人の防災士資格取得者がいる。

災害発生時に、公的支援が到着するまでの被害拡大の防止や、日ごろの防災意識の啓発、自助、共助の推進を担ってもらうため、県の事業としてこれまでの5年間で488名を養成し、各市町村に満遍なく配置できる状況にある。

三村博昭委員

これまで災害対策は、市町村長の命により消防団などが主体的な取り組みをしてきたが、防災士は、市町村の中でどのような位置づけなのか。

指揮命令系統はどうなっているのか。

災害対策課長

防災士は、あくまでも防災関係の専門的な知識を持った方を認定する制度であり、それぞれ任意で活動してもらう。消防士や市町村の防災関係者が資格を取得している。

指揮命令系統は特になく、地域の防災活動への協力をお願いする形になる。

三村博昭委員

任意での活動となると、防災士が災害に遭った際の補償はどうなるのか。

災害対策課長

基本的には平時の自主防災組織の育成に協力してもらう形であり、災害発生時に前面で対応する位置づけにはしていない。

長尾トモ子委員

町内会の自主防災組織に、防災士を派遣要請できるか。

地域の自主防災組織との連携はどのようになっているか。

災害対策課長

県内にある防災士でつくるNPO法人福島県防災士会と連携している。

地域で避難訓練等の自主防災活動を行いたいとの要請があった場合には、県が窓口になり防災士会に講師派遣を依頼する。その場合は県事業となるので、県が旅費、報償費として経費を負担している。

長尾トモ子委員

各市町村の自主防災組織は震災後にできたばかりなので、講師を派遣すること等により、地域住民が自分たちの地域を守る方向に導いてほしい。

「そなえるふくしまノート」を見たが、子供向けと感じた。字の大きさも高齢者には小さいし、障がい者へはどのように対応するのか。

危機管理課長

確かに冊子の大きさから字が小さい箇所もあるので、地域でこのガイドブックを使って防災を学ぶ機会には、高齢者、

障がい者に配慮しながら活用したい。

長尾トモ子委員

別途、障がい者用もつくらなければならないのではないかと。目が見えない方や知的障がい者等にどのように広めていくかが大きな課題だと思うが、どうか。

危機管理課長

指摘のとおりだが、障がい者用のガイドブック作成までは考えていなかったもので、今後その点も含めて検討したい。

三瓶正栄委員

消防団入団促進支援事業の説明があったが、高校や専門学校等へ出向いての出前講座の取り組みについて聞く。

部参事兼消防保安課長

平成26年度から各高校に出向き出前講座を実施している。これまで年間13校程度で実施していたが、ことしから大学、専門学校にも対象を広げている。卒業後に消防団に入ってもらうために、特に地元就職する方を対象に、消防団幹部が実際の活動の内容等話し、関心を持ってもらう取り組みをしている。

三瓶正栄委員

引き続きよろしく願う。

ヘリコプターの修繕について説明を受けたが、ヘリコプターの耐用年数は何年か。

災害対策課長

使い方にもよるが、他県の事例を見ると20年程度で更新している。

三瓶正栄委員

買い替えではなく修繕と理解したが、他県でヘリコプター事故が多発しているため、本県でも事故が起きないようにしっかり対応してほしい。

災害対策課長

来年度末に新しい機体を購入する契約の議会承認を今年度得ており、現在製作中であるが、購入後に半年程度導入訓練を行うため、その間は現行機と併用運航し、10月をめどに新しい機体による本格運航を行う予定である。

機体の安全面だが、法定点検として、12カ月点検のほか日常点検や25時間点検等さまざまな点検を行っており、現在3カ月程度の定期点検に入っている。今回の補正は、20年程度の長期使用により想定外の部品の傷みが発生し、見込んでいなかった部品の交換等が生じたため、委託料の総額をオーバーすることに対応するものである。

長尾トモ子委員

シェイクアウト訓練を2月16日に行うとのことだが、他県では実施しているのか。

参加募集はどのようにしていくのか。周知徹底しないといけないが、広報とどう連携していくのか。

危機管理課長

何県で行っているか数字は持ち合わせていないが、北海道、富山県、石川県では実施している。本県では今回が初めてである。

参加の募集は、当課で市町村、企業を直接訪問しての参加の呼びかけや、防災ガイドをふくしまゆめだよりと一緒に配布し、その中で募集を行っている。また、ホームページやツイッター等を通し参加を呼びかけている。

長尾トモ子委員

シェイクアウトという言葉自体、皆わからないので、まずそこから理解してもらわなければならない。市町村に出向く、ゆめだよりで広報するくらいで2月実施に間に合うのか。県だけが満足して実施してもだめである。本当に皆に参加してほしいなら、しっかりと周知徹底すべきと思うが、どうか。

危機管理課長

今回の訓練では、県内人口の約5%である10万人を目標にしており、関係団体に対しても文書等で周知している。今後はマスコミも活用しながら、さらに広報していく。

ちなみに、現在3万人から申し込みがある。

吉田英策委員

福島第一原子力発電所の廃炉について聞く。

9月に中長期ロードマップが改訂され、1、2号機の使用済み燃料の取り出しが約3年、デブリの取り出し方法の確定が約1年おくれるが、全体の廃炉工程である30~40年は何とか維持したいとする中身だった。

燃料の取り出しおくれの理由は、放射線量の低減対策を行うこと、排気筒の解体を行うこと等であり、全体工程にも影響すると考えるのが一般的な見方かと思うが、県はどう見ているのか。

原子力安全対策課長

中長期ロードマップの改訂でいろいろな工程が見直されたが、全体で30~40年かけて廃炉をなし遂げる中での、定期的な見直しによる改訂である。

デブリの取り出しを見てわかるとおり、原発の中の状況がようやく少しずつ把握できつつある中で、新たなリスクが見つかったり、またそれを回避するための技術的な解決策の検討を繰り返しながら、廃炉が進められている。

県としても、国と東京電力はリスクをきちんと把握しているか、そのリスクに対して、どう解決しようとしているかをよく確認しながら、言うべきことは言っていく。

吉田英策委員

40年という長いスパンなので全体的には間に合うというのが東京電力の今の認識かと思うが、県民が一番心配しているのは、作業員や県民にとって、本当に安全、確実に廃炉が進むのかどうかである。

県民、国民に対して全ての状況をオープンにしていくこと、実行性のある目標を策定することを、県は東京電力へ強く申し入れるべきだと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

今回の中長期ロードマップの改訂に当たり、国、東京電力は、廃炉作業全体の最適化を考えながら各工程を組み立てていく作業をしている。おくれるものはリスクを回避するためであり、進ませるものは逆に並行して進ませてバランスをとるとの考えのもとに改訂されたと我々は見ているので、今後ロードマップに基づいて実施されていくかをきちんと確認し

ていく。

(12月15日(金) 人事委員会事務局)

吉田英策委員

今年度の採用候補者試験では、人物を重視するため、第2次試験の面接回数をふやし、新たに民間企業の方を面接員に加えたとのことだが、民間の方を面接員に加えた目的や利点を聞きたい。

採用給与課長

これまで人事委員会としては、有為な人材確保の観点から試験制度の見直し等を行ってきたが、今年度の試験においては、震災からの復興・創生を進めていくために、県職員としてふさわしい人物への適合性をよりの確に把握するため、口述試験の見直しを行った。外部の視点の観点から、新たに民間企業の方が面接員として参画することにより、我々とは違う、より多面的な視点で受験者の人物像を評価することを目的に実施した。

吉田英策委員

具体的にどのような企業の方に依頼したのか。

採用給与課長

事務事業の公平性等にかかわるので、個別企業名は差し控えるが、県内に本社、支社を置く企業を、中通り、会津、浜通りの各地域から選択し、事情を説明して、協力、参画を得た。

吉田英策委員

この制度は、今後も長く続くのか。

採用給与課長

本年度の試験から初めて導入した仕組みであり、所期の目的が達成されたかどうかを含め、その成果を検証しながら今後の取り組みに生かしていきたい。

長尾トモ子委員

県職員は優秀だが、コミュニケーション能力が足りない人が多いと感じる。コミュニケーション能力の点については、どのような選考をしているのか。

採用給与課長

本年度見直しのもう一つの大きな柱は、受験者が今まで体験してきたボランティア等の社会貢献活動が、県職員を志す者にとって貴重な経験であるため、それらの経験を通し、県職員としてふさわしい人物像への適合性を有しているかどうかという幅広い観点から評価に努めたことである。

長尾トモ子委員

復興・再生のため、アクティブに動かなければならない場面の多い県職員が、率先して市町村のリーダーとしてやらなければいけない部分があるので、しっかりと選考し、元気のある職員を採用してほしい。

高野光二委員

一昨日のテレビ報道で、公務員試験においては、遠距離の異動を嫌い、合格しても半分近い辞退があるという東京都の例が示されていたが、本県でも合格者の辞退例があるか聞く。

委員会説明資料2ページに記載の受験者数と合格者数を見ると、民間企業等職務経験者は155名の受験者に対し、合格者は19名である。社会経験等を積んだ人材を積極的に採用するのなら、合格者数をもっと多くなるのではないかと感じたが、その点を説明願う。

採用給与課長

まず、資料記載の合格者数は、採用辞退の予測数も加味して算出した数である。

採用辞退は、任命権者が採用した後の状況なので、我々としては任命権者から状況を情報収集している。本県でも採用辞退者はおり、平成28年度の大学卒程度試験の合格者でも30名弱が辞退している。有為な人材確保の観点から、各部局においても、合格者へのメールマガジン配信や職場見学会の開催等により、採用辞退の防止に取り組んでいる。

民間企業等職務経験者の合格者が本年度は19名であるが、これは任命権者の意向も踏まえ、採用予定人員に、辞退率相当を見込んで算出した合格者数である。今後も任命権者の意向、採用予定人員を踏まえて対応していきたい。

(12月15日(金) 出納局)

吉田英策委員

説明にあった「各執行機関における内部けん制機能の強化」とは、どういう仕組みか。

審査課長

審査課では、適正に県費を支払うため、適正な執行になっているか、日々、各部局から持ち込まれる支出調書等を審査している。不備があった場合は各部局に内容を確認し訂正を求めているが、場合によっては担当同士だけではなく、課長や主幹から各部局の課長等に話をしている。

また、定例的な支払いの漏れや誤りを防ぐために、執行機関には、平成25年度からセルフチェック表をつけてもらい、担当だけに任せるのではなく、管理監督者が必ずチェックするよう取り組んでいる。セルフチェック表は四半期ごとに我々に提出してもらい、当課でおくれや漏れがないかチェックしている。

また、財務事務検査の中でチェック体制を確認しており、それらの取り組みにより、執行部に対し内部牽制機能を発揮している。

吉田英策委員

いろいろな契約書類が上がってくると思うが、契約書に単価が明記されていない書類があった場合は、差し戻して単価を記入の上、再提出させているのか。

審査課長

契約書作成段階で、執行機関が見積もり合わせや入札を行っているので、単価等が抜けていることはない。

長尾トモ子委員

各部局、特に土木部の不用残が多いが、計画の段階で土木部と連携して、不用残がなくなる計画にすべきではないか。

会計管理者兼出納局長

一義的に事業を行う各部局で設計、見積もりを立て、その結果が出納局に上がってくるので、我々は予算に合わせるよう指示する権限は持っていない。

佐藤憲保委員

昔は、支出負担行為や支払調書は全てペーパーで、控えもとってありチェックすることができた。今は、パソコンで年度当初に入力したものが当然だと思って処理していくと間違いを点検できない。ペーパーがないためにチェックできないことが、出納局の大きな課題の一つだと私は思っている。

研修で、適正執行のための指導が繰り返されてはいるが、主管課の担当だけに任せておいてはチェックできないと思う。どのようなチェックをすれば、間違いや不適切事案を改善できるのか。

会計管理者兼出納局長

電子化はされたが、支出関係の書類は、契約書も含めてペーパーで我々に回ってくるので、それに基づいて1枚1枚、金額、契約内容も含めてチェックしている。

ただ、指摘のとおり、全体像がなかなかつかめない面があるので、我々が管理している財務会計システムに、予算のチェックができる機能を順次追加している。例えば、管理職もパソコンを操作することで予算の執行状況がわかる仕組みになっており、日々システムに改良を加えながら各執行機関が予算執行も含め的確に対応できるよう取り組んでいる。

指摘のとおり個々の事務、例えば補助金の内容等については、担当者しかわからないことがある。我々としては、担当一人だけではなく、直属の上司も知っている、また、大所については管理職も知っているという重層的なチェック体制をとるよう要請しているが、今後もさらに改良を加えながら、適正な執行に努めていきたい。

佐藤憲保委員

科目が間違っていた場合に更正すると思うが、更正調書はことし何件あったのか。

審査課長

件数は今把握していない。

佐藤憲保委員

更正調書を書く案件が出てくること自体が問題なので、支払いの出口を担当する出納局において、しっかり管理してほしい。

会計管理者兼出納局長

指摘を肝に銘じて、さらに適正な事務執行に努めていく。

吉田英策委員

工事検査について聞く。復興関係で予算が相当数ふえているが、当然厳正かつ適正な検査が求められる。除染作業で業者の不適正請求が報道されたが、工事検査に係る不適正件数、業者にやり直しをさせた件数はどうなっているか。

工事検査課長

平成28年度の不適合案件は11件で、全体の検査件数2,314件の0.5%程度である。内容は、必要な密度管理をしていない、一部出来高不足、単純な勘違い等が大半であり、除染作業のように悪意のあるものは確認されていない。

除染作業は委託業務であり、当課では検査していないが、現場で適正に執行されているかどうかを確認し、写真等の偽装、データの改ざんがないよう、しっかりと検査している。

(12月15日(金) 監査委員事務局)

高野光二委員

総務委員会説明資料2ページ(6)の健全化判断比率審査及び資金不足比率審査は、比率が決まっている中で今の資金状態がどうかを判断するのだと思うが、もう少し詳しく説明願う。

普通会計監査課長

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各区分があるが、本県で該当するのは実質公債費比率と将来負担比率である。このうち平成28年度決算の実質公債費比率は10.6%であり、健全化法に基づく基準を下回っている。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費等が各団体の標準財政規模と比較してどの程度を占めるかという割合である。低いほど健全であり、25%以上が早期の健全化基準に該当する。本県は3カ年平均が10.6%なので、健全の範囲にあると判断している。

企業会計監査課長

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額が公営企業の事業規模の中でどの程度を占めているかという比率であり、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。20%以上が経営健全化基準になるが、今のところ、本県では実質赤字の企業会計はなく全部黒字なので、資金不足は生じていない。